

第6章 総合評価

6.1 対象事業に係る環境影響評価の総合評価

対象事業の実施に伴い、環境へ影響を及ぼすものについては環境保全措置を実施し、地域の環境保全の基準または目標との整合が図られていることから、対象事業実施区域及び周辺的环境に及ぼす影響は事業者の実行可能な範囲内で回避、低減されていると判断する。